第１章
バリアフリーマスタープラン策定について

1.改正バリアフリー法の概要

平成 18 年にバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が「ハートビル法（※1）」「交通バリアフリー法（※2）」を統合・拡充する形で制定されました。これにより、建築物や公共施設（駅施設や都市公園）などを面的・一体的にバリアフリー化を推進することが可能となりました。

平成 30 年 5 月の改正では、移動等円滑化促進方針、バリアフリー基本構想の作成が市町村の努力義務として規定されることとなり、共生社会の実現に向けて「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」といったハード面、ソフト面、両方のバリアフリー化を推進することが示されました。

近年では、令和 2 年に新たな改正バリアフリー法が施行され、地域住民のバリアフリーに対する理解促進や協力確保など、「心のバリアフリー」を促進するための取組をマスタープランに記載し、基本構想に具体的な事業として位置づけることが示されています。

今後、改正バリアフリー法のもと、「全て国民が共生する社会を目指したバリアフリー化の推進」「全ての国民が生きがいを感じることのできる一億総活躍社会」の実現に向けて、各自治体はハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進することが求められています。

※1：段差のない出入口、多目的トイレ設置など建築物のバリアフリー化の促進に関する法律

※2：鉄道旅客施設や空港等の旅客施設において、視覚障害者誘導用ブロックの設置、鉄道駅のエレベーター設置などの促進に関する法律

＜改正バリアフリー法の概要（令和２年改正）＞

【① 国が定める基本方針】

●移動等円滑化の意義及び目標　●施設設置管理者が講ずべき措置
●移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針　●基本構想の指針
●国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項　●情報提供に関する事項
●その他移動等円滑化の促進に関する事項

【② 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務】

【③ 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進】

●ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
●新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
●各施設設置管理者に対し、情報提供の努力義務
●公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
　➢旅客支援・職員に対する教育訓練の努力義務
　➢ハード・ソフト取組計画(※)の作成・取組状況の報告・公表義務
　（一定規模以上の公共交通事業者等）

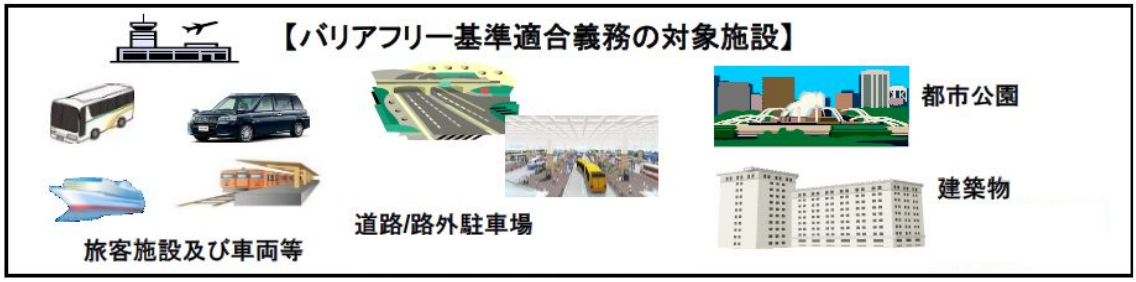

【④ 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進】

●市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
●基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進
（マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要）
●定期的な評価・見直しの努力義務

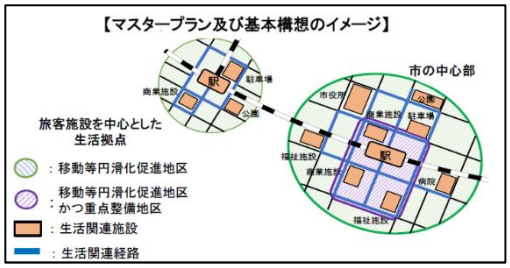

【⑤ 当事者による評価】

●高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況・評価（移動等円滑化評価会議）

■（参考）「心のバリアフリー」とは

施設のバリアフリー化に代表されるハードの整備が進んでも、高齢者や障害者等に対して、国民ひとりひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し、接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化は図れません。

「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）に記載されているとおり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうことを意味しており、当該行動計画においては、次の３点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されています。

①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
（国土交通省　令和 2 年 5 月法改正　追補版）

2. 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の概要

改正バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や、施設利用の利便性や安全性向上を促進するため、旅客施設、建築物、公共施設などハード面のバリアフリー化と心のバリアフリーを主としたソフト面のバリアフリー化を推進することされています。

本法律で想定された移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する公共施設が集まった地区（「移動等円滑化促進地区」）において、バリアフリー化の方針を示すものです。

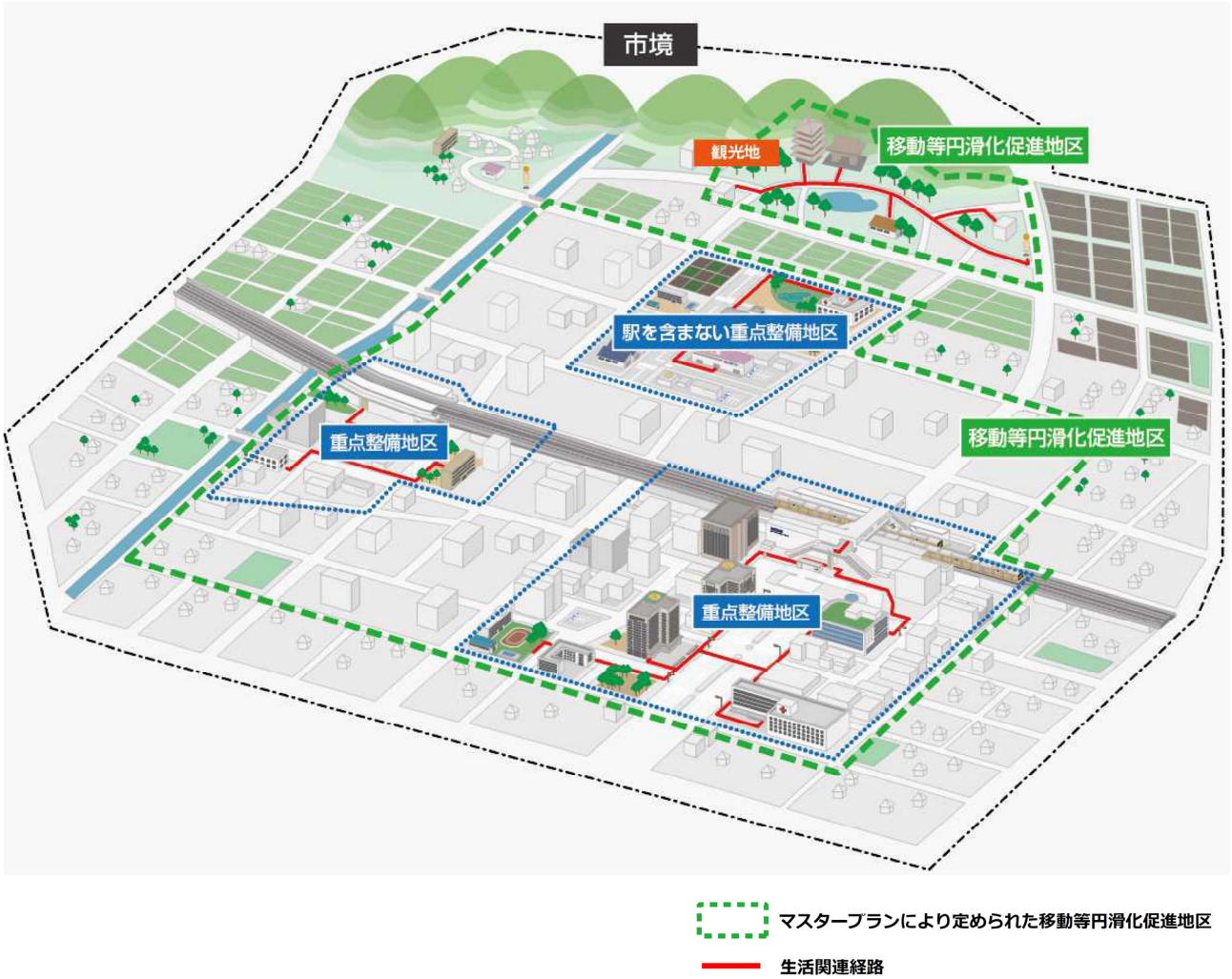

図：移動等円滑化促進地区のイメージ

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
（国土交通省　平成 31 年 3 月）

３. マスタープラン策定の背景と目的

改正バリアフリー法の概要で記載しているように、自治体（市町村）は、地域における高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設やこれらの間の経路を構成する道路や関連施設について、面的・一体的なバリアフリー化を推進していくことが必要とされています。

さらに高齢者、障がい者等に対する支援や障がいへの理解や協力を深める、いわゆる「心のバリアフリー」を推進していくことも併せて必要です。

このような状況を踏まえ本市は、関係機関と調整を図りながら、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集積をしている地区などについて、移動等の円滑化を図ることを目的とし、「宮古市移動等円滑化促進方針（宮古市バリアフリーマスタープラン)」を策定します。

４．マスタープラン策定による効果

バリアフリー基本構想を作成していない自治体や地区等で、旅客施設、建築物、公共施設及びこれらの間を接続する経路において、具体的なバリアフリー化事業の調整が難しい場合でも、マスタープランを作成することにより、現状の課題整理や関係者間における認識の共有化を図ることで、バリアフリー化を促進することが可能となります。

また、マスタープランを策定し、一定のバリアフリー化の方向性を定めることで、具体的なバリアフリー化の方針を定めることとされているバリアフリー基本構想策定へのステップアップとなります。

＜マスタープラン策定による効果（一例）＞

【事業に関する調整の容易化】

・一定のバリアフリー化の方向性を示すことで、複数の関係者間で認識が共有され、事業者に事業化に向けた準備期間を設けることができ、また、後述の届出制度を通じて事業者との調整が可能となるなど、段階的な施設のバリアフリー整備が可能となる。

【届出制度による交通結節点における施設間連携の推進】

・旅客施設と道路の境目等において、バリアフリー化が連続して確保されていないために、結果として高齢者、障害者等が利用できない状態となっている場合があるため、旅客施設と道路の境目等において改修等する場合は、事前に市町村に届け出てもらうことで、改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、施設間の連携を図ることができる。

【バリアフリーマップ作成の円滑化】

・マスタープラン又は基本構想にバリアフリーマップの作成について明記した場合、各施設の管理者等は、バリアフリーの状況について、市町村の求めに応じて、旅客施設及び道路については情報提供しなければならない旨を、建築物、路外駐車場、公園については情報提供に努めなければならない旨を規定しており、円滑な情報収集が可能となる。

５．マスタープランの位置付け及び計画期間

本マスタープランは、国が定めるバリアフリー法に基づいて策定します。

また、岩手県が定める条例「ひとにやさしいまちづくり条例」や、市の主要計画である「宮古市総合計画（前期基本計画）」（令和２年３月策定）、「宮古市都市計画マスタープラン」（平成 30 年９月策定）及び「宮古市地域公共交通網形成計画」（令和２年３月策定）との整合を図ります。

その他に、「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「宮古市観光振興ビジョン」、「第３期宮古市地域福祉計画」など、宮古市のまちづくりや将来計画に関係する関連計画及び「宮古市市民意識調査報告書（アンケート調査）」や今回実施した「まち歩き点検」の結果などを反映し、マスタープランを策定します。

バリアフリーは、平成 27 年９月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された 17 の開発目標（ＳＤＧｓ※）のうち、「１１．住み続けられるまちづくりを（包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する）」のターゲットとして位置付けられています。

本マスタープランに基づき、女性、子ども、高齢者及び障がい者等を含め、だれに対しても安全で包摂的かつ利用が容易な公共交通施設や公共スペースへの普遍的アクセスの提供ができるよう、バリアフリーの取組を推進します。

また、マスタープランと合わせて策定するバリアフリー基本構想の内容等についても、複合的に取り入れながらバリアフリーの取組を推進します。

本マスタープランの計画期間は、令和３年度から令和７年度までの５年間とします。

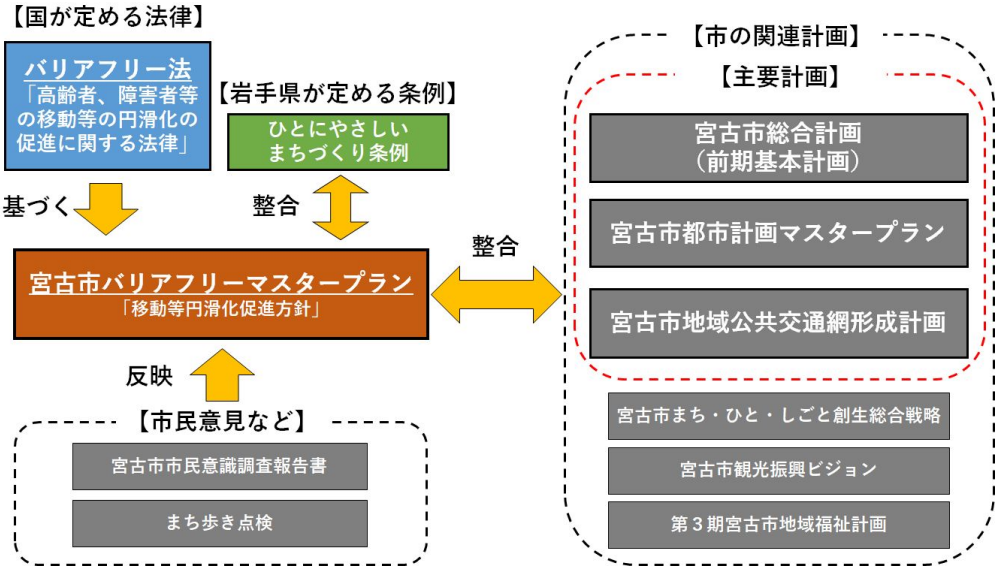

図：宮古市バリアフリーマスタープランの位置付け

※ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは、発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、平成 27 年９月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを基本方針とする。